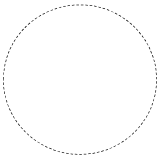


年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）申請書（請求書）

板倉町長 様

（受付用 この枠内は汚さないでください）



1. 申請・受給者

記入日			年	月	日
(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所		
⑩	男・女				
電話番号			()		
住 所(平成27年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要					

* 記名押印に代えて署名することができます。
※ 裏面の事項（１）～（６）に誓約・同意の上、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）（対象者１人につき３万円）を申請します。

2. 上記１．の申請・受給者に扶養者がいる場合

平成２７年１月１日時点で、上記１．の申請・受給者を扶養していた方（扶養者）がおり、その住民票所在地が平成２７年１月１日時点で板倉町内にあった場合は下の同意欄（Ａ）に扶養者が氏名等を記入してください。また、扶養者の住民票所在地が平成２７年１月１日時点で別の市区町村内にあった場合は、扶養者の平成２７年度分の非課税証明書を添付の上、下の欄（Ｂ）に氏名等を記入してください。

【扶養者の住民票所在地が板倉町内にある場合（Ａ）】

扶養者	(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	住 所 (平成27年1月1日時点の住民票所在地を記載)	
	⑩	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 ー 電話 ()	

下記事項について、誓約し又は同意します。
・平成２７年度分の町民税（均等割）の計算において課税される所得金額がありません。
・上記１．の申請・受給者に関する年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の支給要件の該当性等を審査するため、板倉町が私について必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。

記入日 年 月 日

* 記名押印に代えて署名することができます。

【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合（Ｂ）】（平成27年度分の非課税証明書を添付してください。）

扶養者	(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	住 所 (平成27年1月1日時点の住民票所在地を記載)	
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 ー 電話 ()	

3. 受取方法

（希望する受取方法（下記のＡ又はＢ）のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。）

□ A 平成27年度の臨時福祉給付金と同じ金融機関口座（下記）への振込を希望

金 融 機 関 名	支 店 名	口 座 名 義 (カタカナ)

□ B 上記「A」欄に記載の無い方、または新たに指定した、金融機関口座（１．の申請・受給者又は４．代理人の口座に限ります。）への振込を希望

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口 座 名 義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1 普通 2 当座 4 貯蓄		

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

4. 代理申請・受給を行う場合

記入日	年 月 日				
代理人	(フリガナ)	代理人氏名	代理人性別	申請・受給者との関係	代理人生年月日
			男・女	1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
					電話 ()
上記の者を代理人と認め、 低所得の高齢者向けの年金 生活者等支援臨時福祉給付金の					申請・受給者
申請・請求 申請・請求及び受給					を委任します。
					印

* 記名押印に代えて署名することができます。

※申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)

1. 同一世帯：平成27年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成員
2. 法定代理人：成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
3. その他：親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で板倉町長が特に認める方

「誓約・同意事項」

- (1) 平成27年度臨時福祉給付金(6,000円)を受給(受給していない場合は、平成27年度臨時福祉給付金の支給要件に該当)し、かつ、年齢が平成28年度中に65歳以上(生年月日が昭和27年4月1日以前)であり、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、板倉町が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、板倉町において支給決定をした後は、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 板倉町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、支給決定通知の通知日から60日以内に、板倉町が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、板倉町は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給後、平成27年度分の町民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給の前提となる平成27年度臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を返還します。

○平成27年度臨時福祉給付金の支給要件

・平成27年度分の町民税(均等割)の非課税者であること

・平成27年度分の町民税(均等割)の課税者の扶養親族等に当たらないこと等の所定の要件を満たす者

本人確認書類
写し 貼付け

- 本人が確認できる書類の写し(運転免許証、健康保険証、写真付き住民基本台帳カード、旅券の写し等)
- ※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面1. の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
- ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

振込先金融機関口座確認書類

(※表面の「3. 受取方法」で「B」を選択された方のみ書類の添付が必要)

写し 貼付け

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳の写し

一部の方のみ添付が必要な書類

(※ほとんどの方は添付の必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要)

写し 貼付け

- 扶養者の非課税証明書(表面2. の【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】に記載の方)